

令和 8 年台風第 25 号に伴う電気料金の特別措置について

このたびの台風により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

弊社は、このたび災害救助法が適用された地域およびその隣接市町村にてご利用中のお客様のうち、お申し込みいただいたお客様に対し、電気料金等の特別措置を適用いたします。

災害救助法の適用地域については、内閣府による「令和 8 年台風第 25 号に伴う災害に係る災害救助法の適用について」に準じて更新されます。最新情報は「[内閣府発表_災害救助法の適用状況](#)」をご参照ください。

2026 年 9 月 24 日時点での特別措置の対象地域については、以下のとおりです。

記

<災害救助法の適用地域>

【東京都】大島町

【千葉県】千葉市、市川市、船橋市、館山市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、我孫子市、鎌ケ谷市、四街道市、八街市、印西市、白井市、大網白里市、白子町、長柄町、富里市、山武市、酒々井町、九十九里町、銚子市、木更津市、野田市、成田市、旭市、勝浦市、流山市、鴨川市、君津市、富津市、袖ケ浦市、南房総市、匝瑳市、香取市、いすみ市、栄町、神崎町、横芝光町、睦沢町、長生村、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

※ この特別措置の適用は、災害救助法の適用地域およびその隣接市町村を対象とし、対象地域は内閣府の発表に準じて随時更新されます。

<特別措置の内容>

① 支払期日の 1 か月延長

2026 年 8 月利用分※から 2026 年 11 月利用分までの電気料金について、支払期日を 1 か月間延長いたします。

※ 支払期日が災害救助法の適用日以降となる場合に限り対象となります。

② 不使用月の電気料金の免除

被災日以降、引き続き全く電気を使用していない場合には、被災日の属する月の翌月利用分から 6 か月間に限り、電気料金を免除いたします。

③ 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

災害により電気設備が一時使用不能となった場合、2027 年 2 月末日までの間は、復旧するまで使用できない設備に相当する基本料金を免除いたします。

<特別措置のお申し込み方法>

この特別措置の適用を希望されるお客様は、弊社までお申し込みください。

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社エフエネ お客様サポートセンター

電話番号：0570-011-663（音声案内にそって、番号の 5 を押してください）

営業時間：10:00～17:30（土日祝を除く）

